

庁議付議事案書

開催・令和5年11月15日

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子		
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則				
	について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東京都のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 内容</p> <p>①受給資格消滅の通知に関する規定（第22条）の改正 年齢到達による資格消滅の場合について、通知の規定からの除外。</p> <p>②第1号様式、第11号様式及び第12号様式の改正 交付申請書の性別欄、職業欄及び勤務先欄の削除等。</p> <p>③第3号様式及び第4号様式の改正 医療証の裏面注意書の改正。</p> <p>(2) 施行日 公布の日。ただし、③については、令和6年1月1日適用。</p> <p>(3) 影響及び効果 本事業は東京都の補助事業として実施しており、都の実施要綱等の一部改正に則った、適正な制度運営を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに一部改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。